

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成24年10月5日

石川県監査委員 山 田 省 悟
同 盛 本 芳 久
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

産 政 第 8 4 8 号
平 成 2 4 年 9 月 4 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷本 正憲

平成24年8月1日付け石監査第206号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
遅延利息の徴収において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	産業政策課	指摘のあった事項につきましては、収納事務にかかる職員相互のチェック体制に万全を期するとともに、今後は、かかることがないよう適正な会計処理に努めてまいります。

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県公安委員会

平成 2 4 年 8 月 3 1 日付け石監査第 2 5 7 号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	<p>警察本部</p>	<p>職員の交通事故防止対策として、該当職員の石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再確認と安全運転に対する意識付けを行ったほか、部内の朝礼時や打ち合わせ時など、あらゆる機会を捉えて全職員に事故防止の指導・教養の徹底を図りました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、公私を問わず交通事故防止に努めます。</p>

農 研 第 1 4 4 1 号
平成 2 4 年 9 月 1 8 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷本 正憲

平成 2 4 年 8 月 3 1 日 付 け 石 監 査 第 2 5 7 号 で 通 知 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ き、下 記 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。</p>	<p>農林総合研究センター</p>	<p>公用車を運転する際には、交通関係法令等を遵守し、路上はもちろん構内においても安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 さらに、金沢東警察署等の協力のもと全職員、全職場を対象とした交通安全講習会を順次開催するとともに、自治研修センターが実施する自動車運転技術向上研修を受講することとしています。 今後このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故防止に努めます。</p>